

「おもてなしいちご隊」登録について（募集要領）

平成31年4月1日

栃木県産業労働観光部観光交流課

1 目的

栃木県では、平成30年4月から「本物の出会い 栃木デスティネーションキャンペーン」（平成30年4月～6月）、令和2年には「東京オリンピック・パラリンピック」、令和4年には「いちご一会とちぎ国体」が開催され、全国からたくさんの方々が栃木県を訪れることが見込まれます。

栃木県を訪れる方々にまた来たいと思ってもらうためには、県民一人ひとりが本県を訪れた方々への感謝の気持ちや思いやりを「おもてなし」として形に表していくことが重要です。

そこで、自らおもてなしに取り組む企業、団体、任意のグループ、個人等を「おもてなしいちご隊」として募集・登録を行うことで、おもてなしの実践を促し、オール栃木で取り組むおもてなしの機運醸成を図ることを目的とします。

2 登録条件・募集期間

（1）登録条件

ア 栃木県に在住している者や栃木県に通勤通学している者又は県内に所在する企業、団体、学校、任意のグループ等とします。

イ とちぎ観光おもてなし条例*の趣旨に賛同し、自らおもてなしを実践することを宣言してください。（登録申込書の提出）

※観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例（平成29年4月1日施行）

（2）登録手続き

ア おもてなしいちご隊登録申込書（活動宣言書）を提出してください。登録を希望する方は、おもてなしいちご隊運営事務局（以下、「事務局」という。）宛てにメール、FAX又は郵送で申し込んでください。

【提出先】

「おもてなしいちご隊」運営事務局（（公社）栃木県観光物産協会内）

〒320-0033 宇都宮市本町3-9 本町合同ビル「おいでよ！とちぎ館」内

TEL 028-623-3213 FAX 028-623-3942 Mail kankou@tochigiji.or.jp

イ 事務局は申込内容を確認し、適当と認められる者を「おもてなしいちご隊」として登録し、登録証及び「おもてなしいちご隊缶バッジ」等を交付します。

（3）募集期間

平成29年8月1日から令和5年3月31日まで*

（4）登録期間

登録日から令和5年3月31日まで*

※募集・登録期間終了後も引き続きおもてなしいちご隊缶バッジを着用し、それぞれのおもてなし活動を実践していただきますようお願いいたします。

3 登録名等の公開

登録（団体）名及び宣言内容等をとちぎ旅ネット内特集WEBページで公開します。（希望者のみ）

4 欠格条項

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者等（以下、「暴力団員等」という。）又は暴力団員等と密接な関係にある者から申込があった場合は、登録を拒否することができるものとします。

5 登録の取消し

- (1) 登録者は、事務局に取消しを申し出て、登録を取消することができるものとします。
- (2) 登録した内容の明らかな虚偽記載、公序良俗に反する行為等が確認された場合、または欠格条項に該当していることが判明した場合には、事務局は登録を取消することができるものとします。

6 登録内容の変更

登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、事務局に申し出て登録内容を変更できるものとします。

7 おもてなしいちご隊缶バッジ等デザインの使用について

おもてなしいちご隊缶バッジ及びステッカーのデザインについて、おもてなしの活動に使用するもの限り、デザインを自由に使用し、缶バッジやステッカー又はそれに代わるものを作成できるものとします。

8 個人情報の取扱い

この登録で取得した住所、氏名等の個人情報は、登録証等の送付、県内観光情報等の送信など本事業の実施に必要な範囲でのみ使用するものであり、その他の目的では一切使用しません。